

## 2018JR総連春闘勝利！ シリーズ⑬

# 専任社員の処遇改善！ しかし等級別の格差拡大に不満！

## 2018年度新賃金配分第2回団体交渉

### 会社回答に対して持ち帰り検討

本部は4月4日、『申第44号・2018年度新賃金配分に関する申し入れ』に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社から2018年度新賃金配分について回答がありました。会社は、35歳ポイント1,300円(0.41%)の配分を「社員の基本給に、等級及び区分に応じて額を加算する。ただし専任社員に対しては処遇向上の観点で、35歳ポイントでの基本給改定率を乗じて算出しているため、昨年よりもベア額が増えている」と回答しました。本部は、「専任社員に対する処遇の考えは今後も継続したものとする。しかし、組合が要求した一律の配分とはなっていないためさらに格差がついた。回答には不満である。あくまでも格差是正を主張する」と会社回答に対して対立を通告し持ち帰り検討としました。

#### 〈提案された主な加算額と初任給〉

一般社員		専任社員		学校別初任給額	
等級	加算額	区分	加算額		
J 1	1,000円	I	1,200円	S 1 大学院	223,300円
J 2	1,000円		1,000円	J 3 大学	193,400円
J 3	1,100円	II	1,200円	J 2 短期大学	173,700円
S 1	1,200円	III	1,300円	J 2 高等専門学校	〃
S 2	1,300円	IV	会社が別に定める。	J 2 専修学校	〃
S 3	1,300円	V	1,000円	J 1 高等学校	154,700円
C 1	1,500円			J 1 中等教育学校	〃
C 2	1,600円				
L 1	1,900円				
L 2	1,900円				
L 3	2,000円				